令和８年（フ）第３１８号
盛岡市中央通一丁目11番21―303号
債務者　中村　梨菜（旧姓高橋）
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第５１号
山形県鶴岡市双葉町２番37号　デイズ・フタバ102
債務者　庄司　瑠郁
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第５７号
山形県鶴岡市湯温海字湯之尻105番地５
債務者　本間　瑞貴
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第２８４号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字若宮９番地１　セジュール若宮Ｂ―101号、前住所岐阜市早田東町10丁目47番地２　長良ロイヤルマンション　601、（主たる営業所の所在地）岐阜県関市小屋名竹之腰1627　カインズ関店１Ｆ
債務者　プラスワン　カインズ関店こと宇野　義明
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３０７号
静岡県沼津市新沢田町12番５号
債務者　牧　　宣広
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３０８号
静岡県伊豆の国市南條184番地の２　高野ハイツ208号、前住所神奈川県横浜市港北区仲手原一丁目９番14号　Ａ205
債務者　土肥地永見
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３５３号
静岡県浜松市中央区大人見町3011番地の１　介護老人保健施設白梅ケアホーム、住民票上の住所静岡県静岡市清水区楠新田369番地の２
債務者　ラムテテーこと　鳥本　　直
1　決定年月日時　令和８年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３５５号
静岡県磐田市赤池466番地３　メゾン・ド・ファミーユ205、前住所静岡県磐田市富丘176番地１　シャトー富ケ丘103
債務者　田中　恵子こと　バチスタ　ガブリエラ　ケイコ　タナカ（ＢＡＴＩＳＴＡ　ＧＡＢＲＹＥＬＡ　ＫＥＩＫＯ　ＴＡＮＡＫＡ）
1　決定年月日時　令和８年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第９４４号
宮城県多賀城市中央２丁目22番18号　カトル・シャトー203
債務者　佐々木由美
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９５９号
宮城県宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字林合10番地の１　Ｃ302、従前の住所宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台６丁目１番地の79
債務者　遠藤　涼香
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９６５号
仙台市宮城野区萩野町３丁目８番地の19　京急プラザ1115
債務者　高橋　俊吾
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１２２号
宮城県東松島市小松字沢田前45番地８　市営沢田前住宅21号室
債務者　高橋　浩史
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１４６号
千葉市緑区誉田町２丁目20番地40　レオパレスセントラル誉田102号、前住所秋田県潟上市昭和大久保字北野蓮沼前山65番地
債務者　菅原　綾香（旧姓草彅）
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３０６号
茨城県ひたちなか市大字中根2991番地２　県営柴田第２アパート４棟３階３号
債務者　渡邊まさ美
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３０７号
茨城県水戸市本町２丁目１番34―604号　マ・トール水戸本町
債務者　北見　　舞（旧姓藤井）
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３１０号
茨城県ひたちなか市大字中根4846番地４　東洋ハイツ202号
債務者　高橋くみ子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
水戸地方裁判所